

令和5年9月22日

福知山市議会議長 田淵 裕二 様

教育厚生委員会委員長 吉見 茂久

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・議第41号 福知山市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第42号 福知山市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第43号 福知山市三和会館条例を廃止する条例の制定について
- ・議第47号 工事請負契約の締結について
- ・議第48号 工事請負契約の締結について
- ・議第50号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

2 審査の概要

9月13日に委員会を開催し、福祉保健部及び教育委員会から議案について詳細な説明を受け、議案審査を行いましたので、主な概要について報告します。

初めに、議第43号について、「三和会館を廃止した後の活用方法」を問う質疑があり、「現在、三和町自治会長会に活用の意向を確認しており、活用の意向があれば優先的に活用いただく。活用の意向がなければ、サウンディング市場調査を計画し、民間に活用方法を募ることを考えている」との答弁がありました。続いて、「地元が廃止後の三和会館を活用する場合の経費」を問う質疑があり、「利用の仕方では経費は変わるが、令和4年度の三和会館の維持管理費は法的な点検業務や光熱水費等をあわせると260万円ほどであった」との答弁がありました。

次に、議第47号について、「桃映地域公民館の工事期間中の代替施設」を問う質疑があり、「現在、桃映地域公民館は、体育館の中に事務所があり、工事期間中も使用することができる。新築場所は、大正文化センターの跡地である」との答弁がありました。

次に、議第48号について、「六人部地域公民館の工事期間中の代替施設」を問う質疑があり、「工事期間中は、福知山市企業交流プラザの部屋を借りて仮事務所を置き、公民館主催の講座を行う。これまで貸館利用をされていた団体には、六人部地域公民館を利用する時と同じ条件で、他の地域公民館を借りることができる」との答弁がありました。

次に、議第50号について、「市が老人福祉施設入所者負担金を支弁せざるを得ない状

況から、相手方に支払いの請求をすることになったのは、条件が変わったのか」を問う質疑があり、「相手方Aの母親は、環境上の理由により、在宅での介護を受けて生活を送ることが非常に難しく、緊急に施設でケアをしなければならない状況であった。老人福祉法第11条第1項に基づく市の措置により、老人福祉施設に入所し、同法第21条に基づき、市がその費用を支弁していた。その後、市が支弁していた費用を相手方に請求した」との答弁がありました。

なお、議第41号及び議第42号についての質疑はありませんでした。

反対討論

議第43号について、廃止後の三和会館を地元が活用する場合、地元が施設の維持管理をするのは負担が大きく不可能に近い。また、三和荘は、高い場所にあり、居住地域から離れているなど利便性があまり良くないため、交流の場が三和会館から三和荘に移ると、その機能の低下が懸念される。三和会館を市で継続して管理し、地域の交流の場として存続すべきであるから反対である。

賛成討論

なし

3 審査結果

- ・議第41号 全員賛成で原案可決
- ・議第42号 全員賛成で原案可決
- ・議第43号 賛成多数で原案可決
- ・議第47号 全員賛成で原案可決
- ・議第48号 全員賛成で原案可決
- ・議第50号 全員賛成で原案可決